

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する対応

平成 30 年(2018 年)2 月 27 日
滋賀県中学校体育連盟

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

滋賀県中学校体育連盟が主催するすべての大会等における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていないものであること。なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件および対応等は上記と同様に考える。

2 本連盟による対応・措置の対象となる者

各中学校(中等教育学校および義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に専門部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- 1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟におけるすべての役職を停止する。
- 2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4 判定およびその時期

- 1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

- 1) 違反行為 1 回目
校長が確認した時点から「2 年間」は、本連盟の役職停止および本連盟の主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する部活動が変更となっても継続するものとする。
(1 年間とは 例：夏季大会・秋季大会・駅伝大会・冬季大会・春季大会)
- 2) 違反行為 2 回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6 本対応は、平成 30 年 4 月 1 日より施行適用する。

